

柏原市有料広告掲載に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、柏原市（以下「市」という。）が自主財源を確保し、かつ、地域産業の振興に資するため、有料広告掲載事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 市が所有する建造物の屋内部分、市が管理する建造物の屋内部分、市が所有する車両、「広報かしわら」を除く市が発行する印刷物、その他「大阪府屋外広告物条例」等の禁止事項に抵触せず、広告媒体として活用できる資産であると認められるもので、広告掲載領域を設けることが可能なもの
- (2) 所管課 広告媒体を管理する課又はそれに準ずる組織
- (3) 広告主 この要綱の規定に従い広告媒体に広告を掲載、又は掲載しようとする企業、団体、個人

(所管課の責務)

第3条 所管課は、その管理に属する広告媒体の広告主を募集し、できる限り広告を掲載するよう努めなければならない。ただし、その広告媒体が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 広告を掲載することにより、その広告媒体が持つ本来の行政上の機能を損なうおそれがあるとき
- (2) 建造物の屋内に広告を掲載することにより、美観風致を著しく損なうおそれがあるとき
- (3) 発行部数が少ない印刷物で、広告主を募集できる見込みが無いとき
- (4) 発行に急を要する臨時の印刷物で、広告主を募集する時間的余裕が無いとき
- (5) 広告を掲載することにより、市の行政運営上支障があるとき

(広告の規格等)

第4条 広告媒体に掲載する広告の規格及び広告掲載位置は、所管課が別途定める。

(広告の掲載に係る料金)

第5条 広告媒体への広告の掲載に係る料金（以下「広告掲載料」という。）は、所管課が別途定める。

(広告掲載期間)

第6条 広告主が広告媒体に広告を掲載できる期間は、1年以内の範囲で所管課が定める期間とする。

(広告主の募集方法)

第7条 所管課は、広報誌所管課に、有料広告募集記事掲載依頼書（印刷物用）（様式第1号）又は有料広告募集記事掲載依頼書（その他用）（様式第2号）を提出し、「広

報かしわら」及び「市のホームページ」に広告募集記事を掲載する方法により、広告主を募集するものとする。

2 所管課は、前項の規定に基づく募集をするに当たり、広告主に対して、掲載希望広告に関する条件を付することができる。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告主は、広告掲載申込書兼調査承諾書(様式第3号)に、掲載希望広告の原稿を添えて、所管課に申し込むものとする。広告主が企業及び団体の場合は、役員「氏名(ふりがな)」「生年月日」「性別」を記載した役員名簿を添えて、所管課に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 所管課は、前条の規定に基づく申込みを受理したときは、速やかに掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書(様式第4号)により広告主に通知しなければならない。

2 所管課は、前項の規定に基づく通知をするに当たり、広告主に対して、掲載希望広告に関する条件を付することができる。

3 所管課は、広告掲載の申込件数が広告の募集件数を超える場合は、次の各号に定める優先順位により広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、長期掲載の場合、又は撤去不可能な広告媒体については、所管課が別に定めることができる。

(1) 市の区域内に事業所等を有する広告主の広告

(2) 前号に該当しない広告主の広告

4 所管課は、前項の規定に基づき掲載の可否を決定しても、なお掲載申込件数が広告の募集件数を超える場合は、抽選により広告掲載の可否を決定するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載決定の通知を受けた広告主は、所管課の指定する期日までに、広告掲載料を一括して納付しなければならない。

(広告掲載決定の取消し)

第11条 所管課は、第9条第1項の規定に基づく広告掲載決定の通知後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が、所管課の指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 広告主から、広告掲載の申込みの取下げがあったとき。

(3) 所管課が、市の行政運営上支障があると認めるとき。

2 当該決定を取り消す場合には、広告掲載決定取消し通知書(様式第5号)を広告主に通知しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第12条 広告主が既に納付した広告掲載料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 広告主の責めによらない理由によって広告を掲載できなかったとき。

(2) 前条第2号に該当する場合で災害その他やむを得ないと認められるとき、又は第3号に該当する理由が生じたとき。

2 広告掲載後において、前項第1号又は第2号に該当する場合の還付額の算定は、広告掲載した日の属する月から月割りをもって行い、次の各号に基づき算定する。

ただし、別に定めのあるものについては、その限りではない。

- (1) 広告掲載を取り消した日の属する月まで、月割りで算出し、広告掲載料の納入額から差し引いた額を還付の対象とする。
- (2) 前号の規定により算定された還付額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(広告主の責任等)

第13条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主は、印刷物以外の広告媒体への広告掲載期間が終了したときは、所管課の指示に従い広告を撤去するとともに、広告媒体の原状を回復しなければならない。
- 3 広告及び広告原稿作成に要する費用並びに広告の取り付け及び撤去に関する費用は、広告主の負担とする。
- 4 広告主の責任により広告掲載が適当でなくなった場合において、既に市が執行し、又は執行予定の経費があるときは、すべて広告主が負担するものとする。
- 5 広告主は、印刷物以外の広告媒体に掲載された広告の不適切な管理により、市及び第三者へ損害を及ぼすことがないように努めなければならない。

(広告掲載の範囲)

第14条 市は、次の各号に定める内容の広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反する広告
 - (2) 市の市税に滞納がある法人又は市の市税に滞納がある者が代表者を務める法人に関する広告
 - (3) 市の信用又は品位を害するおそれのある広告
 - (4) 特定の政党、政治団体等の活動、主張等に関わる広告
 - (5) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者又は当該公職の候補者若しくは当該公職の候補者になろうとする者に関わる広告
 - (6) 特定の個人、団体等の名誉を傷つけるおそれのある広告
 - (7) 特定の宗教の主張、勧誘、批判等に関わる広告
 - (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条各項の適用を受ける業種及びこれに類すると判断されるものに関わる広告
 - (9) 公序良俗に反すると判断される広告
 - (10) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益となるおそれのある広告
 - (11) 当該広告の内容を市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある広告
 - (12) その他市長が不相当と認める広告
- 2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年1月20日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行前に第9条により決定を受け、掲載を行っている広告の取り扱いにつ

いては、平成20年9月30日までの間は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。